

日南市 2025 令和7年度

農業委員会だより



根井 智行さん 37歳

人に喜んでもらえる花づくり

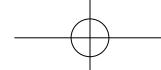
「花で人を笑顔にしたい」一日南市北郷町大藤地区で、ほおづきやデルフィニウム、ひまわりを育てる根井智行さん（37歳）。以前は保育士として日南市内の保育園で13年間勤めていた。当時、園の花壇に花を植えて園児や地域の方々に喜ばれた経験が、農業への道を開くきっかけとなつた。

さらに実家が花農家であったこともあり、花に一心に向き合う両親の背中を見て育ち、自然と花の栽培に親しんでいた。

本格的に就農したのは令和5年4月。現在2年目を迎える。畑には季節ごとに色鮮やかな花々が咲き誇る。根井さんは一つひとつの花を丁寧に育て、「人に喜んでもらえる花」を届けることを何よりも

やりがいにしている。農業の魅力は、自分のペースで仕事ができること、頑張った分だけ成果が形となり、それを地域の方やお客様に認めてもらえることだと話す。その一方で、天候や病害虫など自然相手の仕事ゆえの難しさも痛感していると語った。

それでも「花がきれいに咲き、お客様の手に渡ったとき、自分の努力が報われる」と笑顔を見せる。就農当初は、栽培管理や出荷調整に戸惑うことも多かったが、地域の先輩農家に支えられ、試行錯誤を重ねながら一歩ずつ成長してきた。保育士時代に感じた“人を喜ばせる喜び”と両親から受け継いだ農業への姿勢を胸に、今日も花づくりに情熱を注いでいる。



日南市農業委員会だより

農業委員の活動～利用状況調査（農地パトロール）～

農業委員会では毎年2回、農地の利用状況調査を行っています。

農地パトロールは、農作物の作付けがされておらず、維持管理がされていない農地や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがある農地を重点的に点検します。



耕作者の高齢化が進み現状維持を保つことが難しくなったり、条件が悪い土地のため耕作されないなどで耕作放棄地が増えています。

農業廃止や縮小される前に農業委員会、または各地区農業委員へご相談ください。

農
地
調
査
員

農地の状況を把握し、農業委員・推進委員と連携し、農地利用最適化に係る業務を補助し、農地の適正・有効利用を図ります。



境 重幸 調査員

担当地区

日南地区
(細田・大窪を除く)

北郷地区

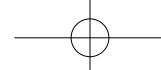


井上 和彦 調査員

担当地区

日南地区
(細田・大窪)

南郷地区

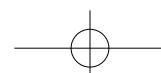


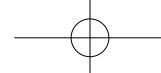
日南市農業委員 農地利用最適化推進委員のご紹介

(任期 R 6.7.20 ~ R 9.7.19)

	氏名	居住地区	担当地区
飫肥・酒谷地区	稻山 富保	板敷1区	板敷全域
	金丸 勇太	酒谷2区	酒谷1・2・3・4・5区
	山口 光彦	山ノ口	飫肥・楠原・川辺ヶ野
	三賢 順信 ※	上板敷	吉野方全域
	神原 哲士 ※	園田	酒谷6・7・8・9・10区
吾田・油津地区	山本 博己	中浦	後河内・中浦・戸高1~4丁目・日後谷
	井上 友和	上隈谷	星倉(国道より西側)
	田端 功	下隈谷	戸高山瀬・中央区・平野・油津
	山元 敏行 ※	中隈谷	星倉(国道より東側)
	南 万雄 ※	下隈谷	隈谷全域
東郷・鶴戸地区	歌津 芳秋	平山	平山・風田
	高橋 悟	宮浦	大浦・小吹毛井・吹毛井・宮浦
	平賀 祐史	釧迦尾ヶ野	甲東・乙東
	平方 速夫 ※	益安	殿所・松永・益安
	川添 道弥 ※	小目井	小目井・富士・伊比井
細田・大窪地区	谷口 宏文	塩鶴	下方・大堂津・塩鶴・上方(木下)
	杉本 昭二	西寺	萩之嶺(西寺・東下中・川下)
	作本 眞悟	下塚田	上塚田・下塚田
	酒井 浜子	茶円	大窪(茶円・通水)・萩之嶺(仮坂)
	日高 一光 ※	下毛吉田	上毛吉田・下毛吉田・上方(木下を除く)
	井上 英明 ※	茶円	大窪(仮屋・寺村・南平・宿之河内)
北郷地区	谷元 英昭	年見	上郷・常明寺・中央・伊十川・太夫
	根井 明美	大藤	倉迫・内之田
	徳井 忠和	内之田	上大藤・下大藤
	木脇 文雄 ※	一之瀬	立野・鶴の木・蓑崎・新町
	高崎 充弘 ※	坂元	北河内全域
南郷地区	田中 正彦	潟上下	潟上全域
	平部 勇一	津屋野	津屋野・上中村
	池田 秀敏	中央町	中央町・目井津・栄松・新開
	加藤 一男 ※	脇本	夫婦浦・贊波・脇本
	倉元 美延 ※	中講	上講・中講・札ノ尾
	山口 雄一郎 ※	中講	下講・谷之口

※は最適化推進委員です。





農業委員会はこんな仕事をしています

1. 農地の確保と有効利用

- ・農地法に基づく許可、意見の送付
- ・農地の利用状況調査（農地パトロール）、利用意向調査

2. 農地利用の最適化

- ・担い手への農地利用の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消

3. 農業経営の合理化、情報の提供

- ・農業経営の合理化に向けた地域の世話役活動
- ・農業者年金の加入促進



相続登記の義務化

農地の所有者が亡くなった際に相続登記をされないままだと、

売買・貸借・転用したくても手続きができません。

相続登記がされない場合、気づいた時には相続権者が増えて、登記処理に時間と経費がかかることがあります。

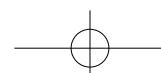
また、農地においては、担い手への集積・集約化が進まないなど、農地の利用最適化が妨げられることになりますので、早めに法務局での手続きをお願いします。

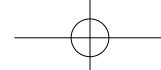
※所有権移転登記は司法書士業務です

※令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記されていないものは義務化の対象になります。

相続登記が済みましたら、

農業委員会に届出をお願いいたします。





農業委員会での手続のあれこれ

①農地のままで売買・賃借等の権利移動

- 耕作しなくなった農地の売買
- 新規就農のために農地を借りたい
- 農地を贈与したい



農地法第3条の申請が必要です。

申請要件として、日南市では取得後の（経営等）面積が50a（5反）以上必要である要件「下限面積要件」は、**令和5年4月1日より撤廃されました。**

※「下限面積要件」は撤廃されますが、農地を取得する際の必要な他の要件（下記を参照）は、従来通り満たすことが条件となります。

要件	必要な要件
全部効率利用要件	申請地を含む所有農地・借りている農地のすべてを耕作すること
農作業常時従事要件	申請者を含む世帯員等が農作業におおむね150日以上従事すること
地域との調和要件	申請地を含む周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと

②権利移動を伴わない農地以外の用途に変更 (所有者による転用)

- 住宅・倉庫・植林・太陽光発電施設などのため



農地法第4条の申請が必要です。

③農地以外の用途に変更するための売買

・賃借等の権利移動（売買・賃借後に転用）

- 住宅建設用地への売買・贈与など
- 太陽光発電施設を設置したい



農地法第5条の申請が必要です。

④非農地証明

- 農振農用地区域外の復旧不可能と判断された農地について証明を受けることができます。
申請には農地の要件があります。

申請受付期間について 毎月9日から15日まで

※15日が土曜日の場合は前日まで、日曜日・祭日の場合は翌日まで

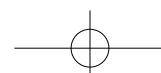
農地法の許可が出るまで

- 許可が出るまで、3条は申請してからおおむね1ヶ月、4条・5条はおおむね2ヶ月かかります。
※4条・5条（転用）許可書が交付される前に農地以外に変えることはできません。必ず許可書の交付を受けてください。

違反転用は絶対にダメ!!

農地を農地以外にする（農地転用）場合には、農地法の転用許可が必要です。
許可なく転用したり、許可内容どおりに転用していない場合は、原状回復命令がされる場合があります。

必ず、農業委員会にご相談ください。





宮崎県知事が指定する公的な機関です。安心して農地を預けてください！

農地を貸したい人 貸付の相談

01 貸付の相談

↓ 機構または市町村・農業委員会・農業協同組合等の相談窓口で農用地等の貸付について相談してください。(隨時)

02 登録申請書の提出

↓ 「貸付希望農用地等登録申請者」を市町村農政担当課に提出します。

03 貸借の協議

↓ 機構が借り受けられる農用地等かの判断を行い、借受が決定したら貸付期間、賃料等の条件を協議します。

04 貸借契約の締結

協議が整ったら、農業経営基盤強化促進法等に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

出し手のメリット

- ①機構は、県が認可した公的機関なので安心です。
- ②賃借料は機構が支払うので安心・確実です。
- ③契約期間終了後、農地は必ず返却されます。また、契約更新も可能です。
- ④要件を満たせば、協力金の交付や固定資産税の軽減が受けられます。
- ⑤相続税、贈与税の納税猶予が継続（税務署への届け出が必要）されます。
- ⑥農業者年金の経営継承に該当します。

農地を借りたい人 借受の相談

01 借受希望者募集への応募

↓ 機構が行う「借受希望者の募集」に応募してください。募集は、原則年間を通して行います。

02 応募者の公表

↓ 応募した方の氏名、応募内容を整理し、農地中間管理機構のホームページで公表します。

03 貸借の協議

↓ 市町村・農業委員会・JA等と協力して、ご希望に沿った農地を紹介し、貸し出しの協議を行います。

04 貸借契約の締結

協議が整ったら、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

受け手のメリット

- ①まとまった農地を借りられるので、コスト低減や規模拡大など経営改善につながります。
- ②複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、機構に一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。
- ③長期間、農地を借りることも可能で、計画的に営農できます。
- ④要件をみたせば、基盤整備や機械導入等の補助事業や資金の活用において優遇措置があります。
- ⑤正式な権利設定による管理・耕作ができます。

詳しくは、宮崎県農業振興公社(農地第一課) 市農政課、農業委員会へ
お気軽に問い合わせください！

宮崎県農業振興公社(農地第一課)

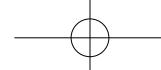
☎ 0985-78-0210

日南市農政課 農業振興係

☎ 0987-31-1132

日南市農業委員会

☎ 0987-31-1148



日南市農業委員会だより

令和6年度 農地の賃借料

令和6年4月から令和7年3月までに契約のあった賃借料は、下記のとおりです。

なお、この金額はあくまでも目安としてお示しするものです。実際に契約される場合は、貸し手・借り手の双方でよく話し合ってください。



(単位：円 / 10a)

1. 田				
地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
飫肥	9,271	10,043	7,000	171
酒谷	7,200	10,000	1,000	5
吾田	3,000	5,000	1,000	8
東郷	8,245	10,000	5,000	8
鶴戸	—	—	—	—
細田	4,931	5,000	2,059	72
北郷	10,034	10,171	10,000	5
南郷	7,390	10,000	5,000	73
市内全域	7,766	10,171	1,000	342
2. 畑				
地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市内全域	9,170	17,084	3,000	9
3. 施設				
地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市内全域	39,692	45,317	30,647	4

※ 平均額については、データ数が多い場合は最高額、最低額を除外。

全国農業新聞を購読しませんか

購読料 月額 **700円**

購読のお申込は 農業委員会まで

\毎週金曜日にお届けします/

新聞本紙購読者は電子版 無料閲覧

パソコン・タブレット・スマホで

いつでもどこでも新聞が読める

電子版を配信中!!



全國農業
新聞

お問い合わせ

一般社団法人全国農業会議所
新聞業務部

電話: 03-6910-1130
(平日9:00~17:00、土・日・祝日
は休み)
Mail: gyoumu@nca.or.jp

お申し込み

こちらのQRコードよりお
申し込みいただけます。
あぐりオンライン
HP ...



新聞紙面と同じレイアウトで記事が読める
「紙面ビューアー」です。文字サイズを読み
やすい大きさに変更して読むことができます

全国すべての地方版
(ブロック版、県版など)も
お楽しみいただけます

新聞本紙(郵送)の購読者
ならば、電子版は無料でお読み
いただけます

電子版の
発行回数・購読料

月4回・毎週金曜日・午前0時配信
購読料 月額 500円・年額 6,000円
※紙媒体の「新聞本紙」は、購読料月額700円・年額8,400円

クレジットカード払いのみでのお支払いとなります



本紙の一定期間の
購読者は無料!

WEBであなたの
農業を広げませんか

「オンライン講座」

受講方式 ● 講習動画を配信

受講料 ● 講座の受講料

1回の講習当たり 3,000円

3講習全て受講の場合 9,000円

● 新聞本紙(年間購読料8,400円)を一定期間購読して

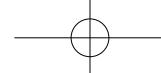
いる方は、無料で受講できます

講習途中からの受講参加もOK!

「スタディあぐり」は、自分の農業経営をもっと発展させたい農業経営者や農業技術を身に着けたい新規就農者、野菜作りのコツを知りたい家庭菜園のご主人など、熟練からライト層まであらゆる「農業者」を対象にした学びの場です。今知りたい「ソレ」をその道の専門家が動画で優しく解説します。

「スタディあぐり」

受講者
募集中



日南市農業委員会だより

農業者年金

老後の生活をサポート！

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

65歳未満

60歳以上は国民年金の
任意加入被保険者

**国民年金
第1号被保険者**
国民年金保険料納付免除者を除く

**年間60日以上
農業に従事**

以上の条件を満たす方ならどなたでも加入できます。

詳細は HP にてご案内しております。お電話でのお問い合わせもお気軽に。

point!

**01 少子高齢化時代に
強い年金です。**

☆積立方式の確定拠出型年金です。

☆加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

point!

**02 公的年金ならではの税制上の
メリットがあります。**

☆支払った保険料は全額（最高80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

point!

03 終身年金です。

80歳前にお亡くなりになった場合には、死亡一時金をお支払いします。

☆年金は生涯受給できます。

☆仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずだった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

point!

**04 通常加入なら、
保険料の額は自由に選べます。**

☆月額2万円から6万7千円まで千円単位で
選択できます。

いつでも見直しOK！

point!

**05 政策支援加入なら、
保険料の国庫補助があります。**

☆一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、
3割、5割の補助が受けられます。

☆補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。

詳しくは… 農業者年金基金 検索 <https://www.nounen.go.jp> 独立行政法人農業者年金基金

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

日南市農業委員会 ☎31-1148/JAみやざき ☎23-5151
はまゆう地区本部

TEL: 03-3502-3199 (専門相談員)

TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)



編集後記

令和7年8月、日南市農業委員会は現メンバーでの活動が2年目に入りました。昨年は8月の地震や10月の大雨により日南市は大きな被害を受け、農業も例外ではありませんでした。また、米価格に関する報道が毎日のように伝えられ、良くも悪くも私たち一人ひとりの生活と農業、食は切っても切り離せないものであることを再認識された方も多いのではないでしょうか？その基盤ともいべき農地としっかり向き合い、地域の財産として将来に向けて有効活用する手段を皆さんと共に考えていくらと思います。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

編集委員 神原 哲士

編集・発行

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

日南市農業委員会事務局 農業委員会係

電話：31-1148 FAX：24-0080

Eメール：nogyo-i@city.nichinan.lg.jp